

小修繕業者名簿登録申請書提出要項

岡山市(水道局及び市場事業部を除く)が発注する小修繕業務の見積りに参加を希望する方は、以下のとおり申請書を提出してください。

1 次の各号のいずれかに該当する者はこの申請ができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 岡山市税(当該岡山市税に係る徴収金を含む)を完納していない者
- (3) 岡山市内に主たる営業所(本店、本社)を有していない者
 - ※主たる営業所
 - ・法人の場合は商業登記事項証明書に記載のある本店所在地
 - ・個人の場合は店舗等の所在地
- (4) 個人業者の場合で、代表者が岡山市に住民登録していない者、代表者が別に会社等を経営している者、及び代表者が他人に雇用されている者
- (5) 営業に関し法令上必要な免許、許可、登録等を受けていない者
- (6) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしている者
- (7) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第2条第1項第1号から第3号までの規定(暴力団関係者、暴力的不法行為、独占禁止法違反、談合、贈賄、反社会的行為等に関する規定)に該当する者及び同事項について第2条第3項の規定(営業の承継に関する規定)に該当する者
- (8) 過去2年以内に、本市発注の工事等の契約において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反、談合、又は競売入札妨害若しくは本市職員(本市が資本金の2分の1以上出資している法人の役員及び職員を含む)に対する公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力的行為等の反社会的行為により、裁判官の発する令状による差押え、捜索若しくは検証を受け、若しくは逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者
- (9) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第5条に規定する有資格者名簿(以下「一般名簿等」という)に登載がある者

2 申請方法・申請期間・名簿登載期間

原則として郵送(簡易書留等、配達の記録が行われる方法により郵送すること)

申請書類は申請受付期間中に届くように、期間を厳守してください。

※申請期間を過ぎて届いた場合は受付できませんので、返却または破棄いたします。必ず申請期間内に提出してください。

※申請書送達の確認は、各追跡サービス等をご利用ください(受付完了の通知等は行っておりません)。

申請期間及び名簿登載期間(申請月の翌々月1日から令和9年3月31日(水)まで)は下表のとおりとします。

申請期間(必着)	名簿登載期間	
	始期	終期
令和7年	2月3日(月)～2月20日(木)	4月1日(火)
	3月3日(月)～3月19日(水)	5月1日(木)
	4月1日(火)～4月18日(金)	6月1日(日)
	5月1日(木)～5月20日(火)	7月1日(火)
	6月2日(月)～6月20日(金)	8月1日(金)
	7月1日(火)～7月18日(金)	9月1日(月)
	8月1日(金)～8月20日(水)	10月1日(水)
	9月1日(月)～9月19日(金)	11月1日(土)
	10月1日(水)～10月20日(月)	12月1日(月)
	11月4日(火)～11月20日(木)	翌年1月1日(木)
	12月1日(月)～12月19日(金)	翌年2月1日(日)
令和8年	1月5日(月)～1月20日(火)	3月1日(日)
	2月2日(月)～2月20日(金)	4月1日(水)
	3月2日(月)～3月19日(木)	5月1日(金)
	4月1日(水)～4月20日(月)	6月1日(月)
	5月1日(金)～5月20日(水)	7月1日(水)
	6月1日(月)～6月19日(金)	8月1日(土)
	7月1日(水)～7月17日(金)	9月1日(火)
	8月3日(月)～8月20日(木)	10月1日(木)
	9月1日(火)～9月18日(金)	11月1日(日)
	10月1日(木)～10月20日(火)	12月1日(火)
	11月2日(月)～11月20日(金)	翌年1月1日(金)
	12月1日(火)～12月18日(金)	翌年2月1日(月)
令和9年	1月4日(月)～1月20日(水)	3月1日(月)

※上記期間以外の申請は一切受け付けません。日時を厳守してください。

3 申請書送付先及び申請に関する問合せ先

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市財政局財務部契約課

[担当] 管理係 電話 086-803-1194（直通） FAX 086-803-1736

4 審査結果

提出された書類を本市の審査基準に基づき審査し、資格を有すると認められた者は小修繕業務に係る有資格者名簿（以下「小修繕業者名簿」という。）に登録されます。

なお、岡山市ホームページの小修繕業者名簿への掲載をもって審査結果の通知といたしますので、下記のURLをご確認ください。

〔小修繕業者名簿の掲載場所〕

岡山市ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/>

事業者情報 > 入札・契約 > 入札参加資格審査申請 > 6.小修繕業者登録 > (3)小修繕業者名簿（業者検索）

5 提出書類

No	提出書類	対象	摘要
1	小修繕業者名簿登録申請書	原本 全業者	・ 指定様式「小修繕業者名簿登録申請書」に必要事項を記入, 押印
2	暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）	原本 全業者（注）	・ 指定様式「暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）」を熟読のうえ, 必要事項を記入, 押印
3	使用印鑑届 又は 委任状（兼使用印鑑届）	原本 全業者（注）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入札, 契約の締結等を委任しない場合 指定様式「使用印鑑届」に必要事項を記入, 押印 ○ 入札, 契約の締結等を代理人に委任する場合 指定様式「委任状（兼使用印鑑届）」に必要事項を記入, 押印 ※岡山市外の従たる営業所を代理人として委任することはできません。
4	滞納無証明書 (岡山市税)	写し 全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注1） ・ 指定様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの <p>※ 各区市税事務所, 地域センター等で取得してください。</p>
5	滞納無証明書 (代表者の岡山市税)	写し 本社の代表者が岡山市に住民登録がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注1） ・ 指定様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの <p>※ 各区市税事務所, 地域センター等で取得してください。 ※ 個人業者で「No. 4 滞納無証明書（岡山市税）」と同じ内容になる場合は, 提出不要です。</p>
6	商業登記事項証明書	写し 法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注1） <p>※ 法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください。 (「現在事項全部証明書」は不可)</p>
7	住民票	写し 個人業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注1） <p>※ 代表者について各区役所, 地域センター等で取得してください。</p>
8	身分証明書	写し 個人業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注1） <p>※ 代表者について, 本籍地の市町村で取得してください。</p>
9	登記されていないことの証明書	写し 個人業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注1） ・ 後見登記等ファイルに成年被後見人, 被保佐人, 被補助人, 任意後見契約の本人とする記録がないことを証明したもの <p>※ 代表者について, 法務局で取得してください。</p>
10	免状, 登録証等	写し 右記の場合に必要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 希望業種「5 電気・電気通信」の業種細区分「A コンセント, 電気配線修理, 照明器具修繕」を希望する場合 ・電気工事士法に基づく電気工事士免状の写し ○ 希望業種「6 給排水衛生設備」の業種細区分「A 給水管の補修（水道管直結のものの補修）」を希望する場合 ・水道法に基づく指定給水装置工事事業者証の写し ○ 希望業種「14 消防設備」を希望する場合 ・消防法に基づく消防用設備業届出書（岡山市に届出したものに限る）の写し
11	債権者登録申請書	原本 全業者（注）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式「債権者登録申請書」に必要事項を記入, 押印(または署名) <p>※ 契約締結先について記入してください。</p>

(注1) 「申請月から3か月」 = 申請月より前の3か月 (例: 10月申請の場合→7月1日以降のものはすべて可, 日にち単位ではありません)

(注2) No. 2, No. 3及びNo. 11については, 令和7年3月31日まで小修繕業者として登録のある方が, 令和7年2月又は3月中に申請をする場合は省略することができます。ただし, 提出書類の内容に前回と変更がない場合に限ります。

※ フラットファイルに綴じる必要はありません。

※ 申請日現在において, 一般名簿等に登載されている場合は, 下記の書類を提出し, 一般名簿等の資格を喪失しなければ申請できません。

岡山市競争入札参加資格審査申請書	原本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式「岡山市競争入札参加資格審査申請書」に必要事項を記入, 押印の上, 印鑑証明書（写し可）を添付して提出してください。 <p>※ この様式は別に掲載しています。</p>
------------------	----	---

6 注意事項

- (1) 申請書は楷書で明瞭に記載してください。
 - ・提出する書類については片面印刷し、記入してください。（両面印刷不可）
 - ・消せるボールペン（フリクションボールペン）および鉛筆は使用しないでください。
 - ・訂正是訂正印による抹消線での見え消しで行ってください。修正液等は使用しないでください。
- (2) 書類の不備、不足等がある場合は、申請は受理されません。
- (3) 滞納無証明書の「No.4 岡山市税」について、完納が分かる書類が提出できない場合は、申請できません。
また、滞納無証明書の「No.5 代表者の岡山市税」について、完納でない場合は、納付状況の分かる書類を提出すれば、申請はできますが、岡山市指名停止基準に基づき指名を留保します。
- (4) 小修繕業者名簿に登録されても、業務ごとに定める参加要件等によっては小修繕業務の見積りに参加できない場合があります。また、小修繕業者名簿に登録された場合は、小修繕業務以外の入札等には参加できません。
- (5) 小修繕業者名簿登録後に一般名簿等に登載された場合は、小修繕業者名簿から削除されます。
- (6) 申請書提出後、その申請事項に変更が生じた場合には、速やかに指定様式「岡山市競争入札参加資格審査申請書変更届」を提出してください。
なお、下記項目に関する事項が生じた場合は、小修繕業者名簿から削除されます。
 - ・主たる営業所（本店・本社）を岡山市外へ移転した場合。
 - ・個人業者の場合で、代表者が岡山市外へ転出した場合。
 - ・個人業者の場合で、代表者が別の会社等を経営し、又は他人に雇用された場合。
- (7) 会社更生手続、民事再生手続等を申請した場合や指名停止事由に該当する事件、事故を起こした場合、行政処分等を受けた場合には、その旨を速やかに届け出してください。報告が著しく遅れた場合又は報告がない場合には、指名停止期間が加算されることがあります。

7 その他

有資格者となった場合は、岡山市ホームページに「有資格者名簿登載者としての心得」及び「契約及び履行にあたつての注意事項」を掲載していますので、必ずご確認ください。

岡山市ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/>

事業者情報>入札・契約>入札参加資格審査申請>6.小修繕業者登録>(5)有資格者名簿登載者としての心得・注意事項

希望業種分類表（小修繕業務）

業種		業種細区分		申請時に必要な登録証明等
1	大工	A	間仕切り等木部、作り付け家具の補修等	
2	左官・タイル・れんが・ブロック	A	壁土、モルタル・コンクリート壁の塗り補修	
		B	タイルの修繕	
		C	れんが・ブロックの修繕	
3	とび・土工・コンクリート	A	フェンス・ネットの繕い等	
		B	コンクリート補修	
4	屋根	A	屋根の補修	
5	電気・電気通信	A	コンセント、電気配線修理、照明器具修繕	電気工事士法に基づく電気工事士免状
		B	建築物の電球・蛍光灯、防犯灯、街路灯等の電球替え	
		C	電話設備の修理	
		D	LAN配線・設備の修理	
		E	放送等通信機器の部品修理	
		F	テレビアンテナ等視聴設備の部品修理	
6	給排水衛生設備	A	給水管の補修（水道管直結のものの補修）	水道法に基づく指定給水装置工事事業者証
		B	給水管の補修（水道管直結のもの以外）、水道蛇口の取替え	
		C	給湯器の部品修理	
		D	トイレ等排水設備関係の修繕	
7	空調設備	A	エアコン等冷暖房空調設備の部品修理	
		B	排気・換気設備の部品修理	
8	鋼構造物	A	樋門の部品修理・交換、門扉の補修	
9	板金	A	板金製作・取付されたものの現場補修	
		B	雨樋の補修	
10	塗装・防水	A	壁・遊具・門扉等の塗装補修	
		B	防水補修	
11	内装	A	クロス・壁紙等の修繕	
		B	フローリング・床の修繕	
		C	畳等の修繕・取替え	
		D	カーテン・ブラインド等の修繕	
12	建具等	A	建具・ドア等の修繕、これらの鍵の修理	
		B	シャッター・網戸・サッシ等の修繕	
		C	襖・障子等の補修交換	
		D	ガラス交換・ガラス補修	
13	機械器具	A	機械器具（ポンプ等）の部品交換	
		B	厨房用機器等の修理	
14	消防設備	A	消防設備の部品修理・火災報知器の交換	消防法に基づく消防用設備業届出書
15	その他の施設の修繕	A	上記以外の施設の修繕業務	

小修繕業者名簿登録申請書

岡山市長様

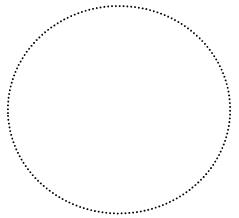
岡山市（水道局及び市場事業部を除く）が発注する小修繕業務の見積りに参加したいので、次のとおり事実に基づき記載した小修繕業者名簿登録申請書を提出します。

また、小修繕業者名簿登録申請書提出要項に定める本申請ができないものに該当しないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく機密保持、事故防止等に努めることを誓約するとともに、万一それに違反する行為、又は虚偽があった時は、岡山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

令和 年 月 日

（※申請期間内の日付を記入してください）

【申請者】

フリガナ		
商号又は名称		
代表者 職・氏名		
所在地 〒 □□□ - □□□□		
岡山市 区		
電話番号	FAX番号	
消費税届	<input type="checkbox"/> 課税事業者	<input type="checkbox"/> 免税事業者

※ 法人は商業登記上の本店所在地、個人業者は店舗等の所在地を記入。

【登録の状況】

<input type="checkbox"/>	岡山市の小修繕業者名簿に令和7年3月31日まで登録がある、または登録があった。
<input type="checkbox"/>	現在、岡山市の一般名簿等に登載されている。
<input type="checkbox"/>	過去に岡山市の一般名簿等に登載されていた。
<input type="checkbox"/>	登載又は登録されたことがない。

※ 該当するものにチェックしてください。

【希望業種】

業種		業種細区分					
※希望する業種の番号と業種名を記入してください。		※希望するものすべてに○をしてください。					
番号	業種名	A	B	C	D	E	F
		「15 その他の施設の修繕」を希望した場合 ⇒内容（ ）					
		「15 その他の施設の修繕」を希望した場合 ⇒内容（ ）					
		「15 その他の施設の修繕」を希望した場合 ⇒内容（ ）					

※ 別紙の希望業種分類表（小修繕業務）を参考に記入してください。

※ 業種は3業種まで希望可能です。業種細区分はすべて希望可能です。

※ 登録後は、希望業種は変更することができません。

担当者	氏名(フリガナ)	連絡先電話番号
-----	----------	---------

「契約課受付欄」	受付	書類確認	入力	入力確認	受付印
既に登録あり (現在登載・抹消)	一般名簿	WTO名簿			
	※停止又は留保	・	・	無	・
	※抹消の場合	・	・	H・R	年 月対象で未更新
受付番号		相手方番号			

暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）

私は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解した上で、岡山市が行う公共事業その他の市の事務事業により暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には、入札参加資格の取り消しや契約解除等、岡山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、誓約事項の確認等のために、岡山市が岡山県警察本部等に対し照会を行うことについても同意します。

記

- 1 次に掲げる者が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと及び暴力団員を次に掲げる者として新たに選任しないこと。
 - (1) 法人である場合 代表者及び役員
 - (2) 個人事業主である場合 代表者
- 2 1の各号に該当する者が暴力団及び暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 3 使用人として、暴力団員を雇用していないこと及び新たに雇用しないこと。
- 4 暴力団及び暴力団員が実質的に経営に参加していないこと。

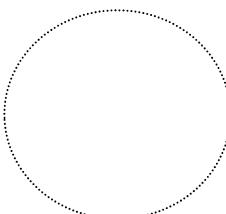
令和 年 月 日

岡山市長様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名



（実印）

使用印鑑届

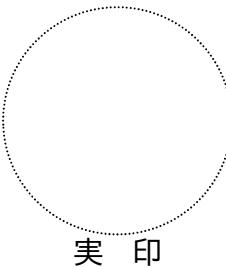
令和 年 月 日

岡山市長 様

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名

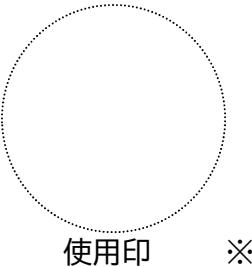


実印

下記の印鑑は入札、見積りへの参加、契約の締結並びに代金の請求及び受領のため
に使用しますのでお届けします。

記

【該当部門】 建設工事 コンサル 役務 物品(原材料) 食料品
特定調達名簿 小修繕業者名簿



使用印

※

※ 使用印は、代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

委任状（兼使用印鑑届）

令和 年 月 日

岡山市長 様

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

岡山市との取引に係る権限を、次回変更届が受付されるまで、次のとおり委任します。
また、下記受任者印を入札、見積りへの参加、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用しますのでお届けします。

記

【該当部門】 建設工事 コンサル 役務 物品(原材料) 食料品
特定調達名簿 小修繕業者名簿

〒□□□ - □□□□

1 委任先所在地

.....

2 委任先名称

.....

受任者印 ※
(使用印)

3 受任者職氏名

.....

4 委任先電話番号

() -

5 委任先FAX番号

() -

6 委任事項

	<input type="checkbox"/> 建設工事 <input type="checkbox"/> コンサル <input type="checkbox"/> 役務 <input type="checkbox"/> 特定調達	<input type="checkbox"/> 物品 <input type="checkbox"/> 食料品 <input type="checkbox"/> 小修繕	
1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	入札（見積）に参加する権限
2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	入札（見積）参加に係る復代理人を選任する権限
3	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	契約を締結する権限
4	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	代金の請求及び受領の権限
5	<input type="radio"/>		共同企業体に関する一切の権限
6	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	その他契約締結及び履行に関する一切の権限

※ 受任者印（使用印）は、代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

債権者番号 名簿登載者以外 名簿登載者 建設工事 コンサル 役務 物品・食料品 小修繕	担当課 (TEL :)		会計課使用欄		
	課名	入力者	確定者	確認者	受付印
	1. 下記の口座は、債権者が保有する口座に相違ないことを確認しました。 2. 債権者の申し出により、証拠書類添付の上、変更の申請をします。				
	_____ 課長 _____ 印				

債 權 者 登 錄 申 請 書

岡山市長様

新規・変更 (社名 支店名 住所 代表者 肩書 電話番号 振込口座 工事前金払口座)							
→ 旧社名・支店名 ()							
該当分類	<input type="checkbox"/> 有資格者名簿登載者以外 <input type="checkbox"/> 有資格者名簿登載者 * 複数に該当する場合は、 複数にチェックしてください。			<input type="checkbox"/> 役務 <input type="checkbox"/> 物品(原材料) <input type="checkbox"/> 測量、建設コンサルタント業務等 <input type="checkbox"/> 食料品		<input checked="" type="checkbox"/> 小修繕業者名簿 <input type="checkbox"/> 特定調達名簿 <input type="checkbox"/> 障害者優先調達名簿	
	住所	〒			電話番号		
社名 または 支店 は個人 名団体 名		(フリガナ)			代表者印または署名 ※個人の場合は個人印または署名		
	(生年月日： ※生年月日は、源泉徴収票の発行に必要な場合に記入してください。						
代表者	肩書	代表者名					

岡山市からの支払金は下記の口座に振り込みくださいと依頼します。

申請者振込口座	銀行・金庫 組合・農協	店 所	<input type="checkbox"/> 普通	口座 番号	
			<input type="checkbox"/> 当座		
通帳名義	フリガナ (フリガナを必ずつけてください)				

※下記は、建設工事またはコンサルの有資格者名簿登載者で、前金払口座を登録する場合のみ記入してください。

工事前 金払 口座	銀行・金庫 組合・農協	店所	普通	口座 番号	
	通帳 名義	フリガナ（フリガナを必ずつけてください）			

記入上の注意

- (1)「代表者印または署名」欄に、本人が氏名(姓・名)を署名(手書き)した場合は押印不要です。法人又は団体の場合は
代表者名(姓・名)を代表者が自署するか、代表者印を押印してください。

(2)訂正する場合は以下のとおりとしてください。修正液、捨印での訂正はできません。

①「代表者印または署名」欄に押印した場合は、二本線で消した上に同じ印判を押印してください。

②「代表者印または署名」欄に署名した場合は、二本線で消したそばに署名してください。

(3)申請書は原則として、各担当課へ提出してください。

(4)有資格者名簿登載者で岡山市との契約等に係る権限を委任する場合は、委任先の内容を記入してください。

【新規・変更】新規または変更のどちらかを囲ってください。

変更の場合は、括弧内の変更箇所を囲ってください。

社名、支店名の変更の場合は必ず「旧社名・支店名」の欄に変更前の社名または支店名を記入してください。

記入例
(法人・団体の場合)

【該当分類】有資格者名簿登載の方は、該当する部門すべてにチェックしてください。

【住所】郵便番号、電話番号はハイフン付きで記入してください。
住所は都道府県名から記入してください。

【社名・支店名・団体名または個人名】
【代表者】

本社のみの登録の場合は、本社の内容を記入してください。

岡山市との契約等に係る権限を委任する場合は、委任先の内容を記入してください。

※生年月日は記入不要です。

【代表者印または署名】有資格者名簿登載の方は、使用印鑑に押印した「実印」または「使用印」または「代表者が手書きで署名（フルネーム）」してください。

【申請者振込口座】岡山市からの支払いを振り込む口座を記入してください。
口座種別（普通・当座）も必ずチェックしてください（※貯蓄預金口座は振込できません）。

【工事前金払口座】建設工事またはコンサルの有資格者名簿登載者で、前金払口座を登録する場合のみ、西日本建設業保証(株)等への届出口座を記入してください。

岡山市長様

新規 **変更** (社名 支店名 住所 代表者 肩書 電話番号 振込口座 工事前金払口座)
→ 旧社名・支店名

該当分類 有資格者名簿登載者以外有資格者名簿登載者 役務 小修繕業者名簿
*複数に該当する場合は、 建設工事 物品（原材料） 特定調達名簿
複数にチェックしてください。 測量、建設コンサルタント業者等 食料品 障害者優先調達名簿

住所 〒 700-0000 電話番号 086-000-0000

岡山県岡山市北区〇〇一丁目〇一〇

社名または支店個人名・団体名 (フリガナ) マルマルオカヤマ 代表者印または署名
※個人の場合は個人印または署名

代表者 肩書 代表取締役 代表者名 会計 ○男
会計 ○男

株式会社 〇〇岡山 (生年月日)
※生年月日は、源泉徴収票の発行に必要な場合に記入してください。

岡山市からの支払金は下記の口座に振り込みくださいよう依頼します。

申請者振込口座	●●銀行 銀行・金庫 組合・農協	▲▼支店 店所	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	口座番号	0123456
通帳名義	フリガナ（フリガナを必ずつけてください） 力）マルマルオカヤマ				
株式会社 〇〇岡山					

下記は、建設工事またはコンサルの有資格者名簿登載者で、前金払口座を登録する場合のみ記入してください。

工事前金払口座	銀行・金庫 組合・農協	店所	普通	口座番号
通帳名義	フリガナ（フリガナを必ずつけてください）			
※西日本建設業保証等への届出口座を記入してください。				

【※注意※】

変更申請の場合、変更箇所だけではなく、変更がない箇所も記入してください。

・例えば、変更箇所が代表者名の変更のみの場合、「住所」、「電話番号」、「社名」、「代表者印または署名」、「肩書」、「申請者振込口座」の内容に変更がない場合でも、必ず現在登録してある内容を記入してください。

・建設工事やコンサルの業者の方で、工事前金払口座を登録されている場合は、口座内容に変更がない場合も必ず記入してください。